

改正後	現行	備考
<div data-bbox="747 359 1151 686" data-label="Text"> <p>制定 平成19年8月31日 耕 第462号  改正 平成20年7月11日 耕 第466号  改正 平成22年7月 9日 農整第453号  改正 平成23年7月15日 農整第396号  改正 平成27年1月16日 農整第15号  改正 平成28年7月13日 農整第266号  改正 平成29年7月10日 農整第243号  改正 令和 元年 8月 22日 農整第296号  改正 令和 2年 8月 3日 農整第305号  改正 令和 3年 8月13日 農整第284号  改正 令和 4年 8月12日 農整第253号  改正 令和 5年 8月25日 農整第291号  改正 令和 6年 8月13日 農整第302号</p> </div> <div data-bbox="557 737 848 768" data-label="Text"> <p>施設機械工事等共通仕様書</p> </div> <div data-bbox="629 1056 777 1087" data-label="Text"> <p>令和6年8月</p> </div> <div data-bbox="605 1165 801 1194" data-label="Text"> <p>富山県農林水産部</p> </div>	<div data-bbox="1991 359 2395 657" data-label="Text"> <p>制定 平成19年8月31日 耕 第462号  改正 平成20年7月11日 耕 第466号  改正 平成22年7月 9日 農整第453号  改正 平成23年7月15日 農整第396号  改正 平成27年1月16日 農整第15号  改正 平成28年7月13日 農整第266号  改正 平成29年7月10日 農整第243号  改正 令和 元年 8月 22日 農整第296号  改正 令和 2年 8月 3日 農整第305号  改正 令和 3年 8月13日 農整第284号  改正 令和 4年 8月12日 農整第253号  改正 令和 5年 8月25日 農整第291号</p> </div> <div data-bbox="1792 737 2083 768" data-label="Text"> <p>施設機械工事等共通仕様書</p> </div> <div data-bbox="1863 1056 2012 1087" data-label="Text"> <p>令和5年9月</p> </div> <div data-bbox="1837 1165 2033 1194" data-label="Text"> <p>富山県農林水産部</p> </div>	

改正後	現行	備考
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>1-1-1 ~ 1-1-24 【略】</p> <p><b>1-1-25 建設副産物</b></p> <p>1. ~4. [略]</p> <p>5. 再生資源利用計画 受注者は、受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>6. 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>7. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、又は建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>8. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>9. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「7. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「8. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>10. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>11. ~12. [略]</p> <p>1-1-26 ~ 1-1-30 【略】</p> <p><b>1-1-31 工事完成検査</b></p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の目的物について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況に関する、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 (3) 週休二日の履行状況</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>1-1-1 ~ 1-1-24 【略】</p> <p><b>1-1-25 建設副産物</b></p> <p>1. ~4. [略]</p> <p>5. 再生資源利用計画 受注者は、受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 【新設】</p> <p>6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、又は建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない 【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>7. ~8. [略]</p> <p>1-1-26 ~ 1-1-30 【略】</p> <p><b>1-1-31 工事完成検査</b></p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の目的物について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況に関する、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 【新設】</p>	<p></p> <p>字句修正</p> <p>新規追記</p> <p>字句修正</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p>

<p>5. ～7. [略]</p> <p><b>1-1-32 既済部分検査等</b></p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 検査内容  検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来形内訳書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。  (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。  (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。  (3) 週休二日の履行状況</p> <p><b>1-1-33 【略】</b></p> <p><b>1-1-34 施工管理</b></p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 標示板の設置  受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、受注者名、施工者名、連絡先、工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。  なお、木製の標示板については、本章1-1-41環境対策10に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>4. ～13. [略]</p> <p><b>1-1-35 ～ 1-1-40 【略】</b></p> <p><b>1-1-41 環境対策</b></p> <p>1. ～7. [略]</p> <p>8. 低騒音型・低振動型建設機械  受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>9. エネルギーの削減  受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃料の使用量の削減を積極的に推進するものとする。</p> <p>10. 特定調達品目  受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号「グリーン購入法」という)第10条の規定に基づく「富山県グリーン購入調達方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。  また、木材の使用に当たっては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)」に基づき、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする合法性が証明された木材(以下「合法伐採木材等」という。)を使用するものとする。  (1)～(2) [略]</p> <p><b>1-1-42 【略】</b></p> <p><b>1-1-43 交通安全管理</b></p> <p>1. ～12. [略]</p> <p>13. 通行許可等</p>	<p>5. ～7. [略]</p> <p><b>1-1-32 既済部分検査等</b></p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 検査内容  検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来形内訳書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。  (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。  (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。  【新設】</p> <p><b>1-1-33 【略】</b></p> <p><b>1-1-34 施工管理</b></p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 標示板の設置  受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名、工事内容を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>4. ～13. [略]</p> <p><b>1-1-35 ～ 1-1-40 【略】</b></p> <p><b>1-1-41 環境対策</b></p> <p>1. ～7. [略]</p> <p>8. 低騒音型・低振動型建設機械  受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。  【新設】</p> <p>10. 特定調達品目  受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号「グリーン購入法」という)第10条の規定に基づく「富山県グリーン購入調達方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。  (1)～(2) [略]</p> <p><b>1-1-42 【略】</b></p> <p><b>1-1-43 交通安全管理</b></p> <p>1. ～12. [略]</p> <p>13. 通行許可</p>	<p>新規追記</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p> <p>字句修正</p>
--	---	---

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可又は道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3 車両の一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0 t （ただし、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t （隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-44 【略】

1-1-45 諸法令の遵守

1. 諸法令の順守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。

(1)～(82) 【略】

(83) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年 法律第303号)

(84)～(94) 【略】

(95) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年 法律第37号)

1-1-46 ～ 1-1-55 【略】

1-1-56 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。

1-1-57 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3 車両の一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0 t （ただし、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t （隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-44 【略】

1-1-45 諸法令の遵守

1. 諸法令の順守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。

(1)～(82) 【略】

(83) 毒物および劇物取締法 (昭和25年 法律第303号)

(84)～(94) 【略】

【新設】

1-1-46 ～ 1-1-56 【略】

【新設】

【新設】

字句修正

字句修正

新規追記

新規追記

新規追記

1-1-58 【略】

1-1-59 【略】

## 第2章 機器及び材料

### 第1節 通 則

#### 2-1-1 一般事項

1. ~3. 【略】

#### 4. 海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)	
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	
	高炉セメント	JIS R 5211	
	シリカセメント	JIS R 5212	
	フライアッシュセメント	JIS R 5213	
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
		一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレストコンクリート用鋼材	PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536
		PC鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
溶接金網及び鉄筋格子		JIS G 3551	
ひし形金網		JIS G 3552	
8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	
	H形鋼ぐい	JIS A 5526	
	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	
	鋼管矢板	JIS A 5530	
9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	
	六角ボルト	JIS B 1180	
	六角ナット	JIS B 1181	

1-1-56 【略】

1-1-57 【略】

## 第2章 機器及び材料

### 第1節 通 則

#### 2-1-1 一般事項

1. ~3. 【略】

#### 4. 海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)	
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	
	高炉セメント	JIS R 5211	
	シリカセメント	JIS R 5212	
	フライアッシュセメント	JIS R 5213	
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
		一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレストコンクリート用鋼材	PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536
		PC鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
溶接金網		JIS G 3551	
ひし形金網		JIS G 3552	
8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	
	H形鋼ぐい	JIS A 5526	
	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	
	鋼管矢板	JIS A 5530	
9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	
	六角ボルト	JIS B 1180	
	六角ナット	JIS B 1181	

字句修正

	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
Ⅲ瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
Ⅳ割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006
	道路用碎石	JIS A 5001
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
	フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008
	コンクリート用碎石及び砕砂	JIS A 5005
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

5. ～8. 【略】

2-1-2 ～ 2-1-4 【略】

### 第3章 ～ 第5章 【略】

## 第6章 用排水ポンプ設備

### 第1節 通 則

6-1-1 ～ 6-1-3 【略】

#### 6-1-4 銘 板

1. 【略】
2. 銘板の仕様  
銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は表6-1-1を標準とする。

表6-1-1

仕 様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板
寸 法	ポンプ口径 1,000mm 未満の場合 80mm×125mm 以上
	ポンプ口径 1,000mm 以上の場合 125mm×200mm 以上
材 質	黄銅板又はステンレス鋼板

6-1-5 ～ 6-1-6 【略】

### 第2節 主ポンプ

#### 6-2-1 一般事項

1. 【略】
2. 主ポンプ設備の設計
  - (1) 【略】
  - (2) 主ポンプの構造は、その用途に適し連続運転に耐える堅牢なもので、運転上支障となる空気流入などの現象が発生しないものとする。また、点検等が容易なものでなければならない。
  - (3) 主ポンプ設備は、流水による管路損失が少なく、耐摩耗性、耐食性に優れているとともに、内外面とも平滑

	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
Ⅲ瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
Ⅳ割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006
	道路用碎石	JIS A 5001
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
	フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008
	コンクリート用碎石及び砕砂	JIS A 5005
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

5. ～8. 【略】

2-1-2 ～ 2-1-4 【略】

### 第3章 ～ 第5章 【略】

## 第6章 用排水ポンプ設備

### 第1節 通 則

6-1-1 ～ 6-1-3 【略】

#### 6-1-4 銘 板

1. 【略】
2. 銘板  
銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は表6-1-1を標準とする。

表6-1-1

仕 様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板
寸 法	ポンプ口径 1,000mm 未満の場合 80mm×125mm 以上
	ポンプ口径 1,000mm 以上の場合 125mm×200mm 以上
材 質	黄銅板又はステンレス鋼板

6-1-5 ～ 6-1-6 【略】

### 第2節 主ポンプ

#### 6-2-1 一般事項

1. 【略】
2. 主ポンプ設備の設計
  - (1) 【略】
  - (2) ポンプの構造は、その用途に適し連続運転に耐える堅牢なもので、運転上支障となる空気流入などの現象が発生しないものとする。また、点検等が容易なものでなければならない。
  - (3) ポンプ設備は、流水による管路損失が少なく、耐摩耗性、耐食性に優れているとともに、内外面とも平滑な

字句修正

字句修正

字句修正

<p>な面を有し欠陥があってはならない。</p> <p>(4) 主ポンプ設備の状態監視保全の観点から、<b>陸上ポンプにおいては</b>、運転時に、主ポンプ主軸の振動（軸変位）を計測可能な構造とする。</p> <p><b>6-2-2 立軸（軸流・斜流・渦巻）ポンプ</b></p> <p>1. ～7. [略]</p> <p>8. ポンプスラスト軸受  ポンプ羽根車推力をポンプで支持する場合は、減速機<b>又は原動機との軸継手は</b>、たわみ軸継手又は自在継手を用いるものとし、ポンプスラスト軸受は、吐出しエルボにスラスト軸受台を設け、回転体の軸方向位置の調整が可能なものとする。また、減速機又は原動機等で支持する場合は、固定軸継手を用い、中間スペーサや調節リング等で軸の縦方向位置を調節可能な構造とするものとする。</p> <p>9. 水中軸受  水中軸受は、次によるものとする。  (1) 水中軸受は、<b>無注水形軸受</b>とする。  (2) ～ (3) [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. 付属品  受注者は、主ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。  なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。  (1) ～ (9) [略]  (10) 小配管、<b>小弁類等</b> 1台分  (11) [略]</p> <p>12. 予備品  受注者は、<b>1台のポンプに対し</b>次に示す部品のうち当該施設に使用した部品を予備品として納入しなければならない。  (1) [略]</p>	<p>面を有し欠陥があってはならない。</p> <p>(4) 主ポンプ設備の状態監視保全の観点から、運転時に、<b>水中モータポンプ以外においては</b>、主ポンプ主軸の振動（軸変位）を計測可能な構造とする。</p> <p><b>6-2-2 立軸（軸流・斜流・渦巻）ポンプ</b></p> <p>1. ～7. [略]</p> <p>8. ポンプスラスト軸受  ポンプ羽根車推力を、ポンプで支持する場合は、減速機<b>及び原動機とポンプとの軸継手には</b>、たわみ軸継手又は自在継手を用い、ポンプスラスト軸受は、吐出しエルボにスラスト軸受台を設け、回転体の軸方向位置の調整が可能なものとする。また、減速機又は原動機等で支持する場合は、固定軸継手を用い、中間スペーサや調節リング等で軸の縦方向位置を調節可能な構造とするものとする。</p> <p>9. 水中軸受  水中軸受は、次によるものとする。  (1) 水中軸受は、<b>無注水形軸受（セラミックス軸受等）</b>とする。  (2) ～ (3) [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. 付属品  受注者は、主ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。  なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。  (1) ～ (9) [略]  (10) 小配管、<b>小弁類</b> 1台分  (11) [略]</p> <p>12. 予備品  受注者は、<b>主ポンプ1台に対して</b>次に示す部品のうち当該施設に使用した部品を予備品として納入しなければならない。  (1) [略]</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
<p><b>6-2-3 横軸（軸流・斜流）ポンプ</b></p> <p>1. ～8. [略]</p> <p>9. 予備品は、<b>1台のポンプに対し</b>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。  (1) 軸封水用パッキン 1台分  (2) 自動グリスポンプ用ベルト 1台分</p>	<p><b>6-2-3 横軸（軸流・斜流）ポンプ</b></p> <p>1. ～8. [略]</p> <p>9. 予備品は、<b>主ポンプ1台に対して</b>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。  (1) 軸封水用パッキン（<b>同一口径、同一形状ごと</b>） 1台分  (2) 自動グリスポンプ用ベルト（<b>同一口径、同一形状ごと</b>） 1台分</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
<p><b>6-2-4 横軸（渦巻）ポンプ</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. ケーシング  <b>両吸込</b>の場合は、ケーシングは軸芯面で上下に2分割できる構造とする。また、ケーシング上部に満水検知器、軸封水管、計器用スタンド座、吊手等を設け、ケーシング下部には、水平吸入口、水平吐出口、据付用脚・軸受箱、ドレン管等を設けるものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 主軸及び主軸継手  主軸及び主軸継手は、動力伝達、危険速度、たわみ等を考慮した必要な強度を有するものにする。</p> <p>5. ～7. [略]</p> <p>8. 予備品  受注者は、<b>1台のポンプに対し</b>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。  (1) 軸封部用パッキン 1台分  (2) [略]</p>	<p><b>6-2-4 横軸（渦巻）ポンプ</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. ケーシング  <b>両吸込み</b>の場合は、ケーシングは軸芯面で上下に2分割できる構造とする。また、ケーシング上部に満水検知器、軸封水管、計器用スタンド座、吊手等を設け、ケーシング下部には、水平吸入口、水平吐出口、据付用脚・軸受箱、ドレン管等を設けるものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 主軸及び主軸継手  主軸及び主軸継手は、動力伝達、危険速度、たわみ等を考慮した必要な強度を有するものにするものとする。</p> <p>5. ～7. [略]</p> <p>8. 予備品  受注者は、<b>主ポンプ1台に対して</b>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。  (1) 軸封部用パッキン（<b>同一口径、同一形状毎</b>） 1台分  (2) [略]</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

<p><b>6-2-5 水中モータポンプ（渦巻形）</b></p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 水中モータポンプの着脱 着脱曲胴から垂直に設置された2本のガイドパイプに添って吊り降ろすことによって、自動的に定位置に据付けられる構造とする。 着脱曲胴とポンプの接合面は、ポンプの自重によってシールされるものとし、接合面はメタルタッチとする。</p> <p>5. ～10. [略]</p> <p>11. 保護装置 水中ポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。 (1) ～ (2) [略] <b>(3) その他必要なもの</b></p> <p>12. [略]</p> <p>13. 予備品 受注者は、<b>1台のポンプに対し</b>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。 (1) [略]</p> <p><b>6-2-6 水中モータポンプ（コラム形）</b></p> <p>1. ～9. [略]</p> <p>10. 軸受 軸受は、回転部重量及び水カスラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。</p> <p>11. [略]</p> <p>12. 保護装置 水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。 (1) 浸水検知器 (2) 温度上昇検出装置 <b>(3) その他必要なもの</b></p> <p>13. ～14. [略]</p> <p><b>6-2-7 水中モータポンプ（ポンプゲート形）</b></p> <p>1. ～9. [略]</p> <p>10. 軸受 軸受は、回転部重量及び水カスラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。</p> <p>11. [略]</p> <p>12. 保護装置 水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。 (1) 浸水検知器 (2) 温度上昇検出装置 <b>(3) その他必要なもの</b></p> <p>13. ～14. [略]</p>	<p><b>6-2-5 水中モータポンプ（渦巻形）</b></p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 水中モータポンプの着脱 <b>渦巻きポンプの場合は</b>、着脱曲胴から垂直に設置された2本のガイドパイプに添って吊り降ろすことによって、自動的に定位置に据付けられる構造とする。 着脱曲胴とポンプの接合面は、ポンプの自重によってシールされるものとし、接合面はメタルタッチとする。</p> <p>5. ～10. [略]</p> <p>11. 保護装置 水中ポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。 (1) ～ (2) [略] <b>(3) 過電流</b> <b>(4) その他必要なもの</b></p> <p>12. [略]</p> <p>13. 予備品 受注者は、<b>主ポンプ1台に対して</b>次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。 (1) [略]</p> <p><b>6-2-6 水中モータポンプ（コラム形）</b></p> <p>1. ～9. [略]</p> <p>10. 軸受 軸受は、回転部重量及び水カスラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。</p> <p>11. [略]</p> <p>12. 保護装置 水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。 (1) 浸水検知器 (2) 温度上昇検出装置 <b>(3) 過電流</b> <b>(4) その他必要なもの</b></p> <p>13. ～14. [略]</p> <p><b>6-2-7 水中モータポンプ（ポンプゲート形）</b></p> <p>1. ～9. [略]</p> <p>10. 軸受 軸受は、回転部重量及び水カスラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。</p> <p>11. [略]</p> <p>12. 保護装置 水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。 (1) 浸水検知器 (2) 温度上昇検出装置 <b>(3) 過電流</b> <b>(4) その他必要なもの</b></p> <p>13. ～14. [略]</p>	<p>字句修正</p> <p>項目削除</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>項目削除</p> <p>項目削除</p> <p>項目削除</p>
--	--	---

<p>第3節 ～ 第5節 [略]</p> <p>第6節 動力伝達装置</p> <p>6-6-1 遠心クラッチ</p> <p>1. 遠心クラッチの構造  (1)～(4) [略]  (5) 遠心クラッチの手動レバーが振動等により容易に移動することのないように<b>するとともに</b>、ロック装置を有したものとし、操作力は100N以下とする。  また、危険な回転部分には安全カバーを設けるものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>6-6-2 ～ 6-6-3 [略]</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 系統機器設備</p> <p>6-8-1 一般事項</p> <p>1. ～3. [略]  4. 危険分散  複数台の主ポンプ及び自家発電設備の運転に共通に使用される<b>共通系統機器</b>については、危険分散を考慮し、重要度により予備機を設けるかバックアップ機能を有した構造とする。</p> <p>6-8-2 満水（呼水）系統設備</p> <p>1. 満水（呼水）系統設備の構造  満水（呼水）系統設備は、気密性に優れたものとし、主ポンプを必要時間内で満水可能な容量とする。  また、満水時間は極力短いことが望ましく、真空ポンプ吸入及び<b>吐出管</b>の呼び水時間が5分以内となる容量を標準とする。ただし、吸入管、吐出管が長い場合及び口径2,000mm以上のポンプ等で充水量が多い場合は、電動機容量等を考慮し呼び水時間は10分以内とする。</p> <p>2. 真空ポンプ  (1) [略]  (2) <b>付属品は</b>、真空ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。  ただし、構造上明らかに不必要なものについては、この限りではない。  なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。  ①～⑥ [略]  (3) [略]</p> <p>6-8-3 給水系統設備</p> <p>1. ～3. [略]  4. 水槽類  (1) 一般事項  ① [略]  ②<b>付属品は</b>、水槽1基に対して次のものを具備するものとする。  ただし、構造上明らかに不必要なものについては、この限りではない。  なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。  ア)～ク) [略]  (2)～(3) [略]</p> <p>5. 水処理装置</p>	<p>第3節 ～ 第5節 [略]</p> <p>第6節 動力伝達装置</p> <p>6-6-1 遠心クラッチ</p> <p>1. 遠心クラッチの構造  (1)～(4) [略]  (5) 遠心クラッチの手動レバーが振動等により容易に移動することのないように<b>するものとし</b>、ロック装置を有したものとし、操作力は100N以下とする。  また、危険な回転部分には安全カバーを設けるものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>6-6-2 ～ 6-6-3 [略]</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第8節 系統（補助）機器設備</p> <p>6-8-1 一般事項</p> <p>1. ～3. [略]  4. 危険分散  複数台の主ポンプ及び自家発電設備の運転に共通に使用される<b>共通系統（補助）機器</b>については、危険分散を考慮し、重要度により予備機を設けるかバックアップ機能を有した構造とする。</p> <p>6-8-2 満水（呼水）系統設備</p> <p>1. 満水（呼水）系統設備の構造  満水（呼水）系統設備は、気密性に優れたものとし、主ポンプを必要時間内で満水可能な容量とする。  また、満水時間は極力短いことが望ましく、真空ポンプ吸入及び<b>吐出し管</b>の呼び水時間が5分以内となる容量を標準とする。ただし、吸入管、吐出管が長い場合及び口径2,000mm以上のポンプ等で充水量が多い場合は、電動機容量等を考慮し呼び水時間は10分以内とする。</p> <p>2. 真空ポンプ  (1) [略]  (2) <b>受注者は、付属品として</b>真空ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。  ただし、構造上明らかに不必要なものについては、この限りではない。  なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。  ①～⑥ [略]  (3) [略]</p> <p>6-8-3 給水系統設備</p> <p>1. ～3. [略]  4. 水槽類  (1) 一般事項  ① [略]  ②<b>受注者は、付属品として</b>、水槽1基に対して次のものを具備するものとする。  ただし、構造上明らかに不必要なものについては、この限りではない。  なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。  ア)～ク) [略]  (2)～(3) [略]</p> <p>5. 水処理装置</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
---	---	---

<p>(1) [略]</p> <p>(2) オートストレーナ  オートストレーナは、<b>ごみ</b>を除去する場合に用いるもので逆洗浄できる構造とし、バイパス配管及びバルブを設けるものとする。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p><b>6-8-4 燃料系統設備</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。  ①燃料貯油槽は、危険物関係法令（消防法、政令、都道府県市町村条例等）を遵守して設置するものとする。</p> <p>② [略]</p> <p>2. 地下式燃料貯油槽</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) タンク（圧力タンク以外）に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は30mm 以上とする。先端は屋外に<b>あって地上4m 以上</b>の高さとし、かつ建築物の窓、<b>出入口等</b>の開口部から1m 以上離し、水平より下に45 度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <b>付属品は</b>、地下式燃料貯油槽1基に対して次のものを具備するものとする。  ただし、構造上明らかに不必要なものについては、この限りではない。  なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>①～⑬ [略]</p> <p>3. 屋外式燃料貯油槽</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) タンク（圧力タンク以外）に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は30mm 以上とする。先端は屋外に<b>あって地上4m 以上</b>の高さとし、かつ建築物の窓、<b>出入口等</b>の開口部から1m 以上離し、水平より下に45 度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 配管に<b>不同</b>沈下や地震等によりタンクとの結合部分に損傷を与えないよう可とう伸縮継手等を設けるものとする。  なお、タンクの弁は鋳鋼製又は同等以上とする。</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>4. ～5. [略]</p> <p>6. 燃料小出槽</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配管は、<b>不同</b>沈下、地震等による破裂、損傷のないよう、隔壁の通過部及び貯油槽との結合部等に可とう伸縮継手等を設置する。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p><b>6-8-5 始動系統設備</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. 空気圧縮機</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <b>付属品は</b>、空気圧縮機1台に対して、次のものを具備するものとする。ただし、構造上明らかに不必要なものについては、この限りではない。  なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>①～⑧ [略]</p> <p>3. [略]</p> <p><b>6-8-6 ～ 6-8-7 [略]</b></p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) オートストレーナ  オートストレーナは、<b>ゴミ</b>を除去する場合に用いるもので逆洗浄できる構造とし、バイパス配管及びバルブを設けるものとする。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p><b>6-8-4 燃料系統設備</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。  ①燃料貯油槽は、<b>地下式、屋外式、屋内式等に分類され</b>、危険物関係法令（消防法、政令、都道府県市町村条例等）を遵守して設置するものとする。</p> <p>② [略]</p> <p>2. 地下式燃料貯油槽</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) タンク（圧力タンク以外）に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は30mm 以上とする。先端は屋外に<b>あっては地上4.0m 以上</b>の高さとし、かつ建築物の窓、<b>出入口</b>の開口部から1m 以上離し、水平より下に45 度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <b>受注者は、付属品として</b>地下式燃料貯油槽1基に対して次のものを具備するものとする。  ただし、構造上明らかに不必要なものについては、この限りではない。  なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>①～⑬ [略]</p> <p>3. 屋外式燃料貯油槽</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) タンク（圧力タンク以外）に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は30mm 以上とする。先端は屋外に<b>あって地上4.0m 以上</b>の高さとし、かつ建築物の窓、<b>出入口</b>の開口部から1m 以上離し、水平より下に45 度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 配管に<b>不等</b>沈下や地震等によりタンクとの結合部分に損傷を与えないよう可とう伸縮継手等を設けるものとする。  なお、タンクの弁は鋳鋼製又は同等以上とする。</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>4. ～5. [略]</p> <p>6. 燃料小出槽</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配管は、<b>不等</b>沈下、地震等による破裂、損傷のないよう、隔壁の通過部及び貯油槽との結合部等に可とう伸縮継手等を設置する。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p><b>6-8-5 始動系統設備</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. 空気圧縮機</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <b>受注者は</b>、空気圧縮機1台に対して、次のものを具備するものとする。ただし、構造上明らかに不必要なものについては、この限りではない。  なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>①～⑧ [略]</p> <p>3. [略]</p> <p><b>6-8-6 ～ 6-8-7 [略]</b></p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
--	--	---

## 第9節 監視操作制御設備及び電源設備

6-9-1 ~ 6-9-2 [略]

### 6-9-3 監視操作制御設備

1. ~4. [略]

5. 動力供給機能

(1) [略]

(2) 電動機の過負荷保護は設計図書で明示のない場合は次によるものとする。

①低圧電動機の場合は、過負荷継電器（サーマルリレー）とする。

なお、水中モータポンプ等の始動時間が短く、過負荷耐量の小さい電動機には、2E又は3Eリレーを使用する。

②高圧電動機の場合は、過電流継電器又は2Eリレー、3Eリレーを使用する。

とする。

③ [略]

(3) ~ (5) [略]

6. 計測機能

(1) [略]

(2) 受注者は、計装装置の設置位置について地形条件、施設の構造及び環境条件に配慮するものとし、検出部の特性劣化、防錆を考慮した機器・材料を選定し、監督員の承諾を得るものとする。

なお、設計図書で特に耐雷保護用の保安器の設置、耐雷性に優れた光ファイバーケーブルの採用について明示がある場合は、適切な機器を選択するものとする。

①~② [略]

7. [略]

8. 遠方監視操作機能

(1) 安全管理上、定期的に用排水機場の巡回点検を行うことを前提とする。

(2) [略]

(3) 受注者は、遠方監視操作機能について設計図書に明示する以外は、次を基本として監督員の承諾を得るものとする。

①~⑥ [略]

(4) 遠方監視操作機能を設置する場合は、次の事項に留意するものとする。

①~④ [略]

6-9-4 ~ 6-9-5 [略]

## 第10節 [略]

## 第11節 天井クレーン

6-11-1 一般事項

1. ~4. [略]

5. 地震時の落下防止対策

主桁及び巻上装置が、地震時に外れ、落下することのないよう、落下防止装置を設けるものとする。

6-11-2 手動式天井クレーン

1. ~6. [略]

7. 付属品

手動式天井クレーン1基には、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。

## 第9節 監視操作制御設備及び電源設備

6-9-1 ~ 6-9-2 [略]

### 6-9-3 監視操作制御設備

1. ~4. [略]

5. 動力供給機能

(1) [略]

(2) 電動機の過負荷保護は設計図書で明示のない場合は次によるものとする。

①低圧電動機の場合は、過負荷継電器（サーマルリレー）とする。

なお、水中モータポンプ等の始動時間が短く、過負荷耐量の小さい電動機には、2Eリレーとし移動式の場合3Eリレーを使用する。

②高圧電動機の場合は、過電流継電器又は2Eリレーを基本に、形式に合わせ、他の過負荷防止装置と併用するものとする。

③ [略]

(3) ~ (5) [略]

6. 計測機能

(1) [略]

(2) 受注者は、計装装置の設置位置について地形条件、施設の構造及び環境条件に配慮するものとし、検出部の特性劣化、防錆を考慮したものを選定し、監督員の承諾を得るものとする。

なお、設計図書で特に耐雷保護用の保安器の設置、耐雷性に優れた光ファイバーケーブルの採用について明示がある場合は、適切な機器を選択するものとする。

①~② [略]

7. [略]

8. 遠方監視操作機能

(1)

(2) [略]

(3) 受注者は、遠方監視操作機能について設計図書に明示する以外は、次を基本として監督員の承諾を得て詳細設計するものとする。

①~⑥ [略]

(4) 遠方監視操作機能を設置する場合は、運用管理体制に配慮して、状況を的確に把握するためのセンサの配置計画を行うものとし、次の事項に留意するものとする。

①~④ [略]

6-9-4 ~ 6-9-5 [略]

## 第10節 [略]

## 第11節 天井クレーン

6-11-1 一般事項

1. ~4. [略]

5. 地震時の落下防止対策

主桁及び巻上装置が、地震時により外れ、落下することのないよう、落下防止装置を設けるものとする。

6-11-2 手動式天井クレーン

1. ~6. [略]

7. 付属品

受注者は、手動式天井クレーン1基に対して、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

(1)～(5) [略]

### 6-11-3 電動式天井クレーン

1.～9. [略]

10. 付属品

電動式天井クレーン1基には、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。

(1)～(9) [略]

## 第12節 据付

6-12-1 [略]

### 6-12-2 据付作業

1. 据付高さ等の確認

据付にあたり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により主ポンプその他各機器類の軸芯を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。

また、主ポンプを複数台据付ける場合は、ポンプ相互の関連についても確認するものとする。

2.～3. [略]

4. 運搬方法の留意点

受注者は、据付の精度確保上、輸送可能な限り大型ブロックに組立てた製品を現地へ運搬し、据付けるものとする。

5.～7. [略]

8. 受注者は、主ポンプその他各機器類の据付に当たり、水抜き、油脂交換、排水、点検、保守が容易に行えるよう考慮するものとする。

9.～14. [略]

## 第7章 除塵設備

### 第1節 通 則

7-1-1 ～ 7-1-4 【略】

### 7-1-5 銘 板

1. [略]

2. 銘板

銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表7-1-1 銘板（単位：mm）

種 類	エッチング銘板（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)
材 質	黄銅板、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか

7-1-6 ～ 7-1-7 【略】

### 第2節 除 塵 機

7-2-1 【略】

(1)～(5) [略]

### 6-11-3 電動式天井クレーン

1.～9. [略]

10. 付属品

受注者は、電動式天井クレーン1基に対して、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。

(1)～(9) [略]

## 第12節 据付

6-12-1 [略]

### 6-12-2 据付作業

1. 据付高さ等の確認

据付にあたり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により主ポンプその他各機器類の軸芯を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。

また、主ポンプを複数台据え付ける場合は、ポンプ相互の関連についても確認するものとする。

2.～3. [略]

4. 運搬方法の留意点

受注者は、運搬は据付の精度確保上、輸送可能な限り大型ブロックに組立てた製品を現地へ運搬し、据付するものとする。

5.～7. [略]

8. 受注者は、主ポンプその他各機器類の据付に際して、水抜き、油脂交換、排水、点検、保守が容易に行えるよう考慮するものとする。

9.～14. [略]

## 第7章 除塵設備

### 第1節 通 則

7-1-1 ～ 7-1-4 【略】

### 7-1-5 銘 板

1. [略]

2. 銘板

銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表7-1-1 銘板（単位：mm）

種 類	エッチング銘板（凸式銘板）又は機械彫刻銘板
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)
材 質	黄銅板又は青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか

7-1-6 ～ 7-1-7 【略】

### 第2節 除 塵 機

7-2-1 【略】

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

<p><b>7-2-2 パースクリーン</b></p> <p>1. 一般事項  (1)～(2) [略]  (3) パースクリーンの傾斜角度は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合、傾斜角度(θ)は定置式除塵機で75°、手掻き式で45°～60°を基本とし、監督員の承諾を得るものとする。  (4) パースクリーン目幅は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合は20 mmから150 mmの範囲で選定し、監督員の承諾を得るものとする。  (5) [略]  (6) パースクリーンはひずみを取り除いたスクリーンバーを等間隔に配置し、堅固にフレームへ固定するものとする。  なお、設計図書で特に示されていない限り、スクリーンバーの板厚は9 mm以上とするものとする。</p> <p><b>7-2-3 レーキ形定置式除塵機</b></p> <p>1. ～2. [略]  3. ガイド、補助スクリーン  ガイド、補助スクリーンは、次によるものとする。  (1) ガイドは、形鋼 鋼板製とし、溶接又はボルトで組立て、ひずみ、曲がり等のないものとする。  (2)～(5) [略]  4. エプロン  (1) エプロンは、裏面に適切な補強を行い、ひずみのないものでガイド及び桁材に強固に取付けるものとする。  5. ～11. [略]</p> <p><b>7-2-4 ～ 7-2-5 【略】</b></p> <p><b>第3節 搬送設備</b></p> <p><b>7-3-1 【略】</b></p> <p><b>7-3-2 ベルトコンベヤ</b></p> <p>1. ～2. [略]  3. ベルトコンベヤ各部の構造  ベルトコンベヤ各部の構造は、次によるものとする。  (1)～(4) [略]  (5) コンベヤフレームは、形鋼、鋼板製とし溶接又はボルトで結合し、据付面に取付け全荷重に対して耐えられる構造のものとする。  また、風圧等の外力に対しても考慮するものとする。  (6) [略]  4. ～5. [略]</p> <p><b>第4節 貯留設備</b></p> <p><b>7-4-1 【略】</b></p> <p><b>7-4-2 ホ ッ パ</b></p> <p>1. 一般事項  (1)～(3) [略]  (4) ホッパは、点検、保守を容易に行うための階段及び踊場を必要に応じて設けるものとする。  (5)～(6) [略]  2. 主要資材</p>	<p><b>7-2-2 パースクリーン</b></p> <p>1. 一般事項  (1)～(2) [略]  (3) パースクリーンの傾斜角度は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合、傾斜角度(θ)は定置式除塵機で75°、手掻き式で45°～60°を基本とし、監督員の承諾を受けるものとする。  (4) パースクリーン目幅は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合は20 mmから150 mmの範囲で選定し、監督員の承諾を受けるものとする。  (5) [略]  (6) パースクリーンは歪みを取り除いたスクリーンバーを等間隔に配置し、堅固にフレームへ固定するものとする。  なお、設計図書で特に示されていない限り、スクリーンバーの板厚は9 mm以上とするものとする。</p> <p><b>7-2-3 レーキ形定置式除塵機</b></p> <p>1. ～2. [略]  3. ガイド、補助スクリーン  ガイド、補助スクリーンは、次によるものとする。  (1) ガイドは、形鋼 鋼板製とし、溶接又はボルトで組立て、歪み、曲がり等のないものとする。  (2)～(5) [略]  4. エプロン  (1) エプロンは、裏面に適切な補強を行い、歪みのないものでガイド及び桁材に強固に取付けるものとする。  5. ～11. [略]</p> <p><b>7-2-4 ～ 7-2-5 【略】</b></p> <p><b>第3節 搬送設備</b></p> <p><b>7-3-1 【略】</b></p> <p><b>7-3-2 ベルトコンベヤ</b></p> <p>1. ～2. [略]  3. ベルトコンベヤ各部の構造  ベルトコンベヤ各部の構造は、次によるものとする。  (1)～(4) [略]  (5) コンベヤフレームは、形鋼、鋼板製とし溶接又はボルトで結合し、据付面に取付け全荷重に対して耐えられる構造のものとする。  また、風圧等の外力に対しても考慮するものとする。  (6) [略]  4. ～5. [略]</p> <p><b>第4節 貯留設備</b></p> <p><b>7-4-1 【略】</b></p> <p><b>7-4-2 ホ ッ パ</b></p> <p>1. 一般事項  (1)～(3) [略]  (4) ホッパには、点検、保守に便利な位置に、必要な場合、階段及び踊場を設けるものとする。  (5)～(6) [略]  2. 主要資材</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
--	---	---

<p>ホッパに使用する主要材料は、設計図書によるものとする。</p> <p>3. 【略】</p> <p><b>第5節 据 付</b></p> <p>7-5-1 【略】</p> <p>7-5-2 据付作業</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、据付に当たり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により除塵機その他各機器類の軸芯を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。</p> <p>(2) 副基準点を設定した場合は、据付完了後、移動又は変形しないよう強固な保護等を施すものとする。</p> <p>(3) 受注者は据付機材の能力、据付場所による制約条件を考慮し、安全で経済的な工法を選定すること。特にクレーン等による吊り上げ、吊り下げは慎重に行い、ワイヤサイズの選定、ワイヤ掛けの位置、保護の方法にも注意し、機器に損傷を与えないように施工するものとする。</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 基礎部の施工は次によるものとする。</p> <p>①～⑥ 【略】</p> <p>⑦受注者は、基礎ボルト選定及び据付について地震を十分に考慮するものとする。</p> <p>(6) 【略】</p> <p>(7) 受注者は、据付に伴いコンクリート構造物、建屋等をはつる場合は、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>(8) 【略】</p> <p style="text-align: center;">第8章 ～ 第12章 【略】</p> <p style="text-align: center;">第13章 水管理制御設備</p> <p>第1節 ～ 第4節 【略】</p> <p>第5節 雨水テレメータ装置</p> <p>13-5-1 【略】</p> <p>13-5-2 放流警報装置</p> <p>1. 【略】</p> <p>2. 本機器の機能は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 【略】</p> <p>(10) 監視局と警報局間の通話が可能なものとする。</p> <p>(11) 【略】</p> <p>13-5-3 ～ 13-5-6 【略】</p> <p>第6節 ～ 第10節 【略】</p>	<p>ホッパに使用する主要材料は設計図書によるものとする。</p> <p>3. 【略】</p> <p><b>第5節 据 付</b></p> <p>7-5-1 【略】</p> <p>7-5-2 据付作業</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、据付に当たり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により除塵機その他各機器類の軸芯を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。</p> <p>【新設】</p> <p>(2) 受注者は据付機材の能力、据付場所による制約条件を考慮し、安全で経済的な工法を選定すること。特にクレーン等による吊り上げ、吊り下げは注意深く行い、ワイヤサイズの選定、ワイヤ掛けの位置、保護の方法にも注意し、機器に損傷を与えないように施工するものとする。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 基礎部の施工は次によるものとする。</p> <p>①～⑥ 【略】</p> <p>⑦受注者は、基礎ボルト据付について地震を十分に考慮したものにするものとする。</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) 受注者は、据付に伴いコンクリート構造物、建屋等をはつる場合は、監督員の承諾を受けるものとする。</p> <p>(7) 【略】</p> <p style="text-align: center;">第8章 ～ 第12章 【略】</p> <p style="text-align: center;">第13章 水管理制御設備</p> <p>第1節 ～ 第4節 【略】</p> <p>第5節 雨水テレメータ装置</p> <p>13-5-1 【略】</p> <p>13-5-2 放流警報装置</p> <p>1. 【略】</p> <p>2. 本機器の機能は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 【略】</p> <p>(10) 監視局と観測局間の通話が可能なものとする。</p> <p>(11) 【略】</p> <p>13-5-3 ～ 13-5-6 【略】</p> <p>第6節 ～ 第10節 【略】</p>	<p>字句修正 新規追記</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
---	--	--